

(公印・契印省略)

総基料第 229 号
令和 4 年 11 月 22 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹 殿

総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

接続料の算定等に関する研究会第六次報告書を踏まえた貴社の取組・
検討状況の報告について（要請）

今般、接続料の算定等に関する研究会第六次報告書（令和 4 年 9 月 9 日公表）
において、PPPoE 方式における網終端装置の増設基準及び加入光ファイバ等の提
供遅延に係る貴社の取組・検討状況については、着実なフォローアップが行うこ
とが必要とされたことを踏まえ、下記の事項について令和 5 年 2 月 28 日までに
報告を求めることとし、その旨を要請する。

記

1. PPPoE 方式で利用する NGN の網終端装置の増設基準に関する次の事項
 - (1) 帯域使用率の高い網終端装置を利用する接続事業者に対して、解決策を個別に提案する取組の状況
 - (2) 網終端装置の転用（ある接続事業者が必要としなくなった網終端装置を、他の ISP 等事業者がその要望に基づいて利用できる仕組みをいう。）の実現可能性の検討の状況
 - (3) (1) 及び (2) の取組等に関係する貴社と一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）の団体協議における接続事業者の要望の聴取状況及びその他協議状況（接続事業者との個別の協議状況等）
2. 加入光ファイバ等（加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションをいう。）の提供遅延に係る次の事項

- (1) 提供遅延の状況の改善に向けた貴社の取組の状況（次の観点を含めること。）
 - ・ これまで貴社が実施してきた取組の継続状況（手続及び設備検討・構築の運用改善、開通リソースを最大限活用するための取組、稼働逼迫エリアへの稼働支援等）
 - ・ 運用の効率化のためのシステム化の実現に向けた検討状況
- (2) 提供遅延の状況の改善に向けた貴社と接続事業者等（接続事業者及び接続事業者の団体等をいう。以下同じ。）の協議の状況及び接続事業者等の要望の聴取状況（次の観点を含めること。）
 - ・ 貴社の工事体制の構築に当たって接続事業者等の提出する需要計画における適切な精度・タイムスパン
 - ・ 申込み時期・エリアの平準化に向けた取組等の具体化
 - ・ 申込みキャンセル抑制のための取組
 - ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社間の運用の差異
 - ・ 「当日事故付き」や工事日延期、コロケーションリソース等の枯渇抑止
 - ・ 工事前の現地調査の遅延に関する調査
 - ・ その他、接続事業者等から提出・提供されるべき情報の内容、双方の運用フローの改善
- (3) 接続事業者等や利用者への情報開示に係る貴社と接続事業者等の協議の状況及び接続事業者等の要望の聴取状況（次の観点を含めること。）
 - ・ 遅延発生時における遅延理由・開通時期の見込み等の能動的な通知
 - ・ エリアごとの逼迫状況の事前開示
 - ・ 工事が長期化するパターン及びその標準的な納期の公開
 - ・ 利用者に対する遅延の説明に関する接続事業者等の指摘
- (4) (2) 及び (3) を踏まえた貴社の取組の状況又は取組の計画（『当日事故付き』や工事日延期、コロケーションリソース等の枯渇抑止」及び「工事前の現地調査の遅延に関する調査」については、まずは実態の調査を行い、その結果、貴社の改善に向けた取組を要する場合には報告すること。）
- (5) 「加入光ファイバ等の提供遅延に関する報告について（要請）」（令和3年8月27日総基料第201号）により要請した内容に係る令和3年度及び令和4年度における状況（次の方針に基づいて数値を整理すること。）
 - ・ 令和4年度については、令和4年9月末までの状況を報告すること。
 - ・ 月別及び都道府県別の報告を求めているものについては、それぞれ四半期別及び地域ブロック別の報告とすること。

- ・ 事業者別の報告を求めていたものについては、主要な接続事業者（「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）」（令和3年10月29日総基事第233号）に基づき「NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要なデータ」として日本電信電話株式会社が報告を行っているデータにおける主要な接続事業者をいう。）別の報告及び全事業者合計の報告とすること。

（留意事項）

上記の報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以 上